

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(初心者講習会)を次のとおり実施しますので公示します。

令和3年3月1日

神奈川県公安委員会

1 初心者講習会

(1) 実施日時及び実施場所

日	時	場	所	定員
令和3年4月14日(水)	受付 9時30分～9時45分 講習 9時45分～17時00分	小田原市荻窪350番地の1 神奈川県小田原合同庁舎 (2D・2E会議室)		50人

(2) 講習対象者

神奈川県内に住所を有する者で、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者

2 受講申込手続

(1) 事前申込の受付

ア 受付日

令和3年3月3日(水) 午前9時から同日午後5時15分までの間

なお、申込人員が定員に達した場合は、事前申込の受付を締切ります。

定員に達しなかった場合は、受付日の翌開庁日より、住所地を管轄する警察署において受付を行いますので、下記の問い合わせ先で確認してください。

イ 申込の方法

(ア) 神奈川県警察本部の申込専用電話に架電して申込を行い、受付番号を取得してください。

申込専用電話への架電以外による申込は、受け付けません。

(イ) 1回の電話で申し込むことができる人数は1人とし、申込者は原則として受講希望者本人とします。

(ウ) 申込専用電話の番号(申込専用電話による対応は受付日のみ)

045-662-0193

(2) 受講申込書の提出等

ア 提出期間

(ア) 事前申込により受付番号を取得した者

令和3年3月3日(水)から同月10日(水)までの間

上記の期間内に書類提出をしなかった場合は、事前申込の権利が取り消されます。

(イ) 事前申込により受付番号を取得していない者

(事前申込により定員に達しなかった場合のみ)

令和3年3月4日(木)から同年4月7日(水)までの間

定員に達したか否かについては、下記の問い合わせ先にご確認ください。

イ 提出先

住所地を管轄する警察署の生活安全(第一)課

ウ 提出書類

猟銃等講習会受講申込書（6か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を受講申込書の所定位置に貼り付けたもの）1通

エ 受講手数料

6,900円

3 受講申込に関する注意事項

- (1) 警察署における受講申込の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。
- (2) 受講申込書は、各警察署又は神奈川県警察のホームページ（トップページ→各種手続→営業関係→銃砲刀剣類関係→銃砲刀剣類様式）で入手できます。
- (3) 受講手数料の納付は、手数料に相当する額の神奈川県収入証紙を受講申込書に貼り付けてください。
- (4) 各警察署における受講の申込みを簡易書留による郵送及び代理人による申請に代えて行うことが可能ですので、希望する場合には、事前に下記の間合せ先に連絡してください。
- (5) 既納の受講手数料については、還付しません。

4 問い合わせ先

- (1) 神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課（電話045-211-1212 内線3034）
- (2) 神奈川県内の各警察署生活安全（第一）課

5 その他

講習終了後に修了考査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対して講習修了証明書を交付します。